

第1回「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」

2019 年 5 月 22 日
午前 10 時～11 時 30 分
協会 第 3 会議室

次 第

1. 本運営委員会の運営等について（案）
2. 子どもの貧困にかかる NPO 等の実態についての考察

【スピーカー】 鈴木 祐司 委員（一般社団法人 全国コミュニティ財団協会 副会長）

3. プラットフォーム運営に係る主な論点について

以 上

「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」の設置について

2019 年 4 月
日本証券業協会

1. 設置の目的

平成 30 年 6 月、「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」の下部機関である「社会的弱者への教育支援に関する分科会」において、我が国の子どもの貧困問題の解決に向けた証券業界の具体的支援策の一つとして、会員証券会社と NPO 法人等（以下「参加団体」という。）を結ぶプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の構築が提言された。

地域社会と NPO のニーズや変化を踏まえて効率的かつ実効的にプラットフォームを運営し、SDGs の達成に資するものとするため、証券戦略会議の下に「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

運営委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) プラットフォームの掲載内容に関する事項
- (2) プラットフォームの参加団体の登録、変更、削除等に関する事項
- (3) プラットフォームを利用することにより参加団体が支援を受けた場合における当該支援の利用状況の確認に関する事項
- (4) その他プラットフォームの運営のために必要と認められる事項

3. 構成・運営

- (1) 本運営委員会の委員は、会員（当該会員のグループ会社を含む。）の役職員、有識者等により構成する。
- (2) 本運営委員会には、委員長を置く。
- (3) 本運営委員会の委員長及びその他の委員は、証券戦略会議議長が選任する。
- (4) 本運営委員会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (5) 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4. 報告等

- (1) 本運営委員会は、その検討状況等について証券戦略会議に報告する。
- (2) 本運営委員会は、必要に応じ「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」に意見を聴くことができる。

5. 事務の所管

運営委員会の庶務は、本協会 SDGs 推進本部 SDGs 推進室が担当する。

以 上

「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」の運営について（案）

2019 年 5 月 22 日

会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会

「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の運営については、運営委員会の設置要綱に定めるもののほか、次によるものとする。

1. 議事要旨等の公表

- (1) 事務局は、運営委員会終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。
- (2) 委員は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等行うことができる。
- (3) 議事要旨（発言者名を付さない）及び配付資料は、原則として日本証券業協会のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、運営委員会の審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他委員長が必要と認めるときは、議事要旨及び配付資料の全部又は一部を削ることができる。

2. 対外公表

運営委員会の内容については、必要に応じて、記者説明を行う。

3. その他

上記に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

以 上

今後の予定について

	今後の予定
5月 6月	5月22日：第1回 運営委員会 議事…参加NPO法人等の登録要件、支援内容及び範囲、ガイドライン等の骨子案、名称案 6月中：第2回 運営委員会 議事…募集要項・申請書・ガイドライン等の本文案、会員向け説明会・冊子等について
7月 8月	・参加NPO法人等の募集（7月中旬～8月中旬予定）
9月 10月	9月中：第3回 運営委員会 議事…参加NPO法人等の決定等 ・プラットフォームへ参加する会員証券会社の募集 ・会員証券会社向け説明会の実施@東京、大阪、名古屋（予定） …内容は、①プラットフォームの概要説明、②ボランティア入門講座を予定 ・10月4日（証券投資の日）、会員証券会社と参加NPO法人等のマッチングフォーラムの開催
11月 12月 ～	・会員証券会社及び参加NPO法人等による情報の登録 ・プラットフォーム運営開始（12月中予定） （2020年以降） ・会員向け説明会の適宜実施 ・プラットフォーム活用事例紹介記事のHP掲載 ➡プラットフォームの運営状況（会員とNPO法人等のマッチング状況等）については、 運営委員会へ年1～2回報告予定



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料3

プラットフォーム運営に係る主な論点について

2019年5月
日本証券業協会
SDGs推進室



2018年6月、「社会的弱者への教育支援に関する分科会」報告書において、子供の貧困問題解決に向けた具体的施策の一つとして、会員証券会社とNPO法人等とのプラットフォームの構築が提言された。

＜分科会における議論の概要＞

- ✓ 子供の貧困問題への取組みは**継続的**に行う必要
- ✓ 支援先の**ニーズ**と会員会社の**リソース**は**多様**
(支援方法や支援先を1つに絞るのは困難かつ支援の可能性を狭める恐れ)
→中間支援組織と連携した**業界横断的な枠組みの構築**が必要
- ✓ 会員会社は支援先や支援先の**ニーズが分からない**会社が多い
→会員会社への支援先の情報提供が必要

証券業界とNPO法人等とのプラットフォームの構築

➤ **中間支援組織と連携**して、以下の機能を備えた**プラットフォームを構築**する

- ①マッチング機能：支援活動等を行いたい会員とNPO法人等を繋ぐ
- ②情報共有機能：会員同士の交流やベストプラクティスの共有

【参考】これまでの経緯 プラットフォーム(マッチング機能)のイメージ

日本証券業協会

会員（証券会社）とNPO法人等とのプラットフォームを構築

リソース
を登録

NPOを
紹介

証券会社
を紹介

ニーズ
を登録

株主優待品を
有効活用したい

会計の知識を
生かしたい

会議室が
空いている

ボランティア
をしたい

会員

食品・日用雑貨
が欲しい

会計処理
が不安

場所を
探している

ボランティア
を探している

NPO法人等※

会員／NPO法人等の登録内容は、以下を想定

- 基本情報： 会社／団体名、担当者名、住所、電話番号、HPアドレス、（メールアドレス）
- 支援対象： 未就学児、小学生（低学年／高学年）、その他（特別支援、社会的養護等）
- 支援内容：
 - ・株主優待品等の物の寄付（食品、日用雑貨、文房具等）
 - ・場所の提供
 - ・ボランティア派遣
 - ・学習支援
 - ・キャリア学習支援
 - ・プロボノ（資金調達・管理、組織基盤強化、外国語、法務、経理、広報、マーケティング）
- 時期： スポット／継続
4～6月、7～9月、10～12月、1～3月、その他（具体的日付等）
- 地域： 47都道府県（または8地域）から選択
- 活動紹介： 会社／団体の概要や成り立ち等を簡潔に記入
- 支援要望： 具体的な支援提供内容／支援要望内容を記入

※NPO法人等の選定や効果測定等については、中間支援組織との連携を想定。

【参考】これまでの経緯 プラットフォーム(情報共有機能)のイメージ

日本証券業協会

会員（証券会社）とNPO法人とのプラットフォームを構築

会員への情報発信

「会員へのお知らせ」の仕組みは以下を想定

活動実施主体会社

支援活動に関する情報を登録する

- 日時、●場所、●活動内容、
- 連絡先、●連絡締切日時

活動内容等
を確認

活動実施主体会社
に参加希望連絡

参加希望会社担当者

必要に応じて
社内展開

担当者に
参加希望連絡

参加希望個人

～会員へのお知らせ～

2018年〇月〇日

チャリティ・ランを開催します

→参加を希望する会員は[こちら](#)

2018年△月△日

△△市の子供食堂でボランティアを行います（△△証券）

→参加を希望する会員は[こちら](#)

～ベストプラクティスの紹介～

・□□証券

NPO法人☆☆と協働して「クリスマスカードプロジェクト」を実施

→詳細は[こちら](#)

1. 参加NPO法人等の登録要件について

- 7月中旬～8月中旬（予定）に、日証協HP等を通じてプラットフォーム参加NPO法人等の募集を行う。
- 事務局及び運営委員会は、団体が提出した申請書に基づき、要件等を確認のうえ、登録を決定し、団体に通知する。

◆ プラットフォームへの登録要件（案）

- ①国内の子供（18歳未満）の貧困解決を目的とした活動を行っていること
例）衣食住等の生活支援、居場所支援、学習支援、社会的養護・里親・特別養子縁組等に関する支援等
- ②上記の活動について3年以上の活動実績があること
- ③対外的に当事者（子供）等を対象とした定期的な活動（月1回程度）を実施していること
- ④国内に主たる活動と事務所を有する非営利法人（※）の法人格を有する団体であること
※特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人
- ⑤所轄官庁等が定める資料（事業報告書等）の提出等、法人として必要な義務を果たしていること
- ⑥プロジェクト責任者が明確であること
- ⑦日常的に（月1回程度）活動の情報発信を行っていること
- ⑧プラットフォームを通じた支援を受けた場合は活動報告を行うこと
- ⑨政治・宗教活動を目的とせず、反社会的勢力と関わりがないこと

なお、日本の子供の貧困解決を目的とした全国組織が参加を希望する場合は、個別対応とする。

1. 参加NPO法人等の登録要件について (参考)募集要項・申請書について

◆ 募集要項骨子 (案)

- ・プラットフォームの目的
プラットフォーム構築の経緯・趣旨やプラットフォームの概要について 等
- ・登録要件
前頁参照のこと
- ・想定している支援内容
プラットフォームに登録することで受けられる可能性がある支援内容について 等
- ・支援までの流れ
モデルケースを用いたマッチングまでの流れについて 等
- ・登録申請の手続き
申請の具体的方法、今後のスケジュールについて 等
- ・その他
個人情報の取り扱いについて 等

◆ 申請書骨子 (案)

- ・基本情報
法人の種類、団体名、代表者名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡可能時間帯、
団体HP・SNSのURLや更新頻度 等
- ・団体・事業について
設立目的、団体の事業概要、事業の実施背景、対象の年齢と背景、活動の実績・内容・年間計画、活動地域 等
- ・スタッフ数
常勤職員数、非常勤職員数、ボランティア数 等
- ・財政規模
前年度決算額、今年度予算額 等
- ・その他
子どもの貧困についての考え方、本制度からの支援の必要性、行政との関係
※添付資料：事業報告書、財務諸表、定款・規約、役員名簿 等

2. 支援内容について

- 本取組みは証券業界として初めての取組みであることから、まずは**証券会社が提供可能な支援**のうち、**NPO法人等からのニーズが高い**とされた以下を対象としてはどうか。
なお、対象の範囲については、**実際の運営状況等に鑑み、適宜見直す**こととしたい。

◆ 株主優待品や各社ノベルティ等の物品の寄付

- 食品（長期保存が可能（消費期限が1カ月以上）なもの）
（例）米、乾麺、乾物、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、調味料、飲料、菓子 等
- 文具・日用品
（例）筆記具（ペン、ノート、ファイル）、タオル 等
- 招待券
（例）映画、娯楽施設、芸術施設、宿泊施設、スポーツイベント等の招待券 等
- 乗車チケット
（例）初乗り切符、乗車優待券 等

※換金性の高い金券類（例：QUOカード・ギフトカード・図書カード・お米券 等）については、以下の理由により、現段階では範囲外とし、実際の運営状況に鑑み、今後の対応を検討することとしたい。
なお、金券類の換金相当額については、日証協の「株主優待SDGs基金」に寄付していただくことも可能である。
・転売される可能性が高く、子供の支援に正しく使われたか否かの追跡が困難であること。
・NPO法人等からのニーズが殺到し、マッチング前後にトラブルが発生する可能性があること。

◆ 場所（空き会議室等）の貸し出し

◆ 学習支援ボランティア

◆ キャリア相談ボランティア

◆ その他のボランティア

◆ プロボノ活動（資金調達・管理、法務、経理、広報、マーケティング、外国語等の専門知識や技能を生かした活動）

3. ガイドラインについて

(1) ガイドラインの位置づけ

▶ プラットフォームの特徴

- ✓ 日頃の関係性がない者同士のマッチング
- ✓ 支援についての権利・義務関係が発生
- ✓ 提供される物・役務の種類・質が多様
- ✓ 子供との接触あり



マッチングや支援に関するトラブルを避け、両者の信頼関係構築に資するために、証券会社とNPO法人等との間の基本的な取り決めについてガイドラインを作成する。

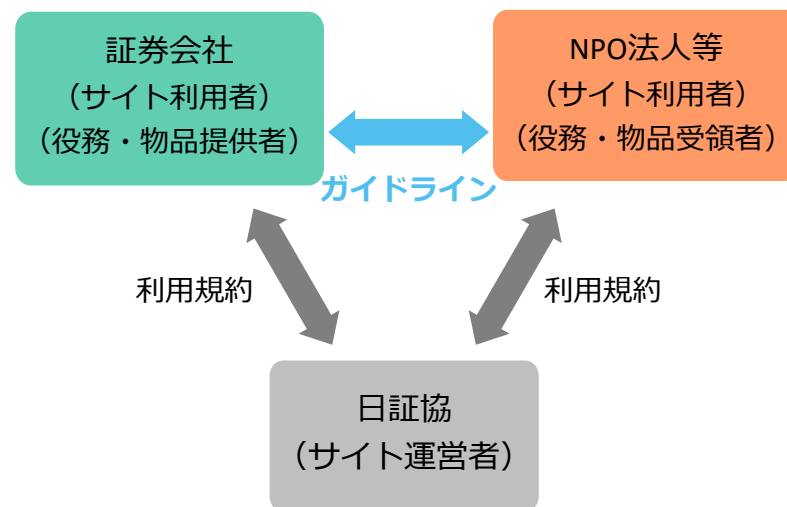
◆ ガイドライン骨子 (案)

- (1) 申込方法
- (2) マッチング方法 (支援決定方法)
- (3) 支援方法
(物品、役務をどのように提供・受領するか)
- (4) 支援後の対応
- (5) 報告 (レポーティング) 方法

【参考】利用規約骨子 (案)

- | | |
|------------|---------------|
| ・ サービス定義 | ・ 知的財産の取扱い |
| ・ 規約の適用範囲 | ・ 利用者側の利用環境整備 |
| ・ 禁止行為 | ・ サービスの変更等 |
| ・ 登録・変更・削除 | ・ その他免責事項 |
| ・ 登録者との連絡 | ・ 紛争解決 |
| ・ 個人情報の取扱い | ・ 準拠法・管轄 等 |

◆ ガイドラインの位置づけ (イメージ)



3. ガイドラインについて

(2) 支援内容毎の整理

	物品（動産）：モノ	物品（不動産）：場所	役務：ボランティア・プロボノ
(1) 申し込み方法	メールや電話により直接、提供者もしくは受領者候補へ連絡を行い、支援提供までに必要な情報のやり取りを行う。		
(2) マッチング方法	複数からの同時申し込みがあった場合の対応（詳細は次頁1） →提供者の決定による →決定方法として数パターン例示 ・先着 ・近隣の団体 ・その他	条件あればOKか。	条件あればOKか。 最終決定は人の手当てが完了次第か。
(3) 支援方法	支援に係る費用負担について（詳細は次頁2）		
	提供者側による品質確認（消費期限など） 提供者側による物品の管理（善管注意） 送付or受取の方法 受領者側によるチェック（受領NGの場合の取扱い）	提供者側の準備 受領者側の準備（下見など） 受領者側の使用	提供者側の人材手当 受領者側の受入環境整備 提供者側職員による役務提供 受領者側の当日サポート
(4) 支援後の対応	物品受領後に発生したトラブル等の責任は受領者側	受領者側による原状回復及び原状回復の報告 場所提供後から原状回復までに発生したトラブルに対する責任は受領者側	役務提供開始以降に発生したトラブル等の責任は受領者側（道中の事故は除く）
(5) 報告方法（※）	受領者側による提供者側への使途の事後報告	受領者側による提供者側への開催行事の事後報告	受領者側による提供側への開催行事の事後報告

（※）受領者は、日証協事務局へも報告を行う。

3. ガイドラインについて

(3)ガイドラインに関する論点

1. 複数申込み時の対応

支援（特に物品）について、ステータスを変更する前に複数申し込みがあった場合は、団体の概要や所在地等に鑑みて、各証券会社が支援先を決定する。

なお、特段勘案する事由等がない場合は、申込順とする。

2. 支援に係る費用負担について

支援に係る費用（物品の運送費や役職員の交通費等）については、証券会社負担かNPO法人等負担を各証券会社が判断のうえ、プラットフォーム内において支援条件の一つとする。

※なお、当初想定されなかった費用が発生した場合は、両者の協議において決定する。

◆ 物品の場合

- ①証券会社からNPO法人等に送付（元払い）する
- ②証券会社からNPO法人等に送付（着払い）する
- ③NPO法人等に証券会社（若しくは指定場所）まで取りに来てもらう

※必要に応じて、株主優待品管理業者の紹介も可能

◆ ボランティア及びプロボノ派遣の場合

- ①交通費は証券会社（若しくは役職員個人）が負担する
- ②交通費はNPO法人等が負担する

4. プラットフォームの名称

<名称案のポイント>

- 証券業界の取組みであることをアピールするため、「証券」を用いる。
- 子どもの貧困問題を契機とした取組みであるものの、最終的な目標は次代を担う全ての子供達が希望を持って成長できる社会を目指すことであるので、貧困や社会的養護に限定するような名称とはしない。
- 呼びやすいよう、なるべく短い名称にする。



上記を踏まえ、本プラットフォームの名称については、「こどもサポート証券ネット」としてはどうか